

令和8年度 青森市地域包括支援センター運営方針

目次

1	運営方針策定の根拠	p 1
2	運営方針策定の趣旨	p 1
3	センターの目的	p 2
4	運営における基本視点	p 2
5	地域包括ケアシステムの基本方向	p 2
6	業務の実施方針	p 3
7	運営にあたっての留意事項	p 9
別記	個人情報取扱特記事項	p 10

1 運営方針策定の根拠

介護保険法第115条の47第1項に基づき、市町村は、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができることとされている。

また、介護保険法施行規則第140条の67の2に基づき、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとされている。

○介護保険法第115条の47第1項

(実施の委託)

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

○介護保険法施行規則第140条の67の2

(包括的支援事業の実施に係る方針の提示)

第百四十条の六十七の二 市町村は、包括的支援事業(法第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。)の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 一 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 二 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 三 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 四 第一号介護予防支援事業の実施方針
- 五 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針
- 六 法第百十五条の四十八第一項に規定する会議の運営方針
- 七 当該市町村との連携方針
- 八 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 九 その他地域の実情に応じて地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針

2 運営方針策定の趣旨

この運営方針は、地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の目的、運営における基本視点、業務推進のための実施方針等を示し、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的に策定する。

3 センターの目的

センターは、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的とする。

4 運営における基本視点

(1) 公益性の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であり、その運営費は、介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることを十分認識し、公正かつ中立的な事業運営を行う。

(2) 地域性の視点

センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な存在である。地域ケア会議をはじめとするさまざまな場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、市民等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組んでいく。

(3) 協働性の視点

センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）の3職種は、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチが必要である。

5 地域包括ケアシステムの基本方向

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心してその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の充実を図る。

- (1) 生きがいづくり・介護予防の推進
- (2) 地域における支援体制の充実
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 介護サービスの充実

6 業務の実施方針

組織体制

センターは、中学校区単位をベースに1か所あたりの人口規模や地理的条件、交通事情、その他社会的要件、都市の整備方向などとの整合性を考慮して、11圏域とする。

日常生活圏域	地区名	高齢者数（人） (令和7年10月1日現在)
第1圏域	柳川、千富町1丁目、沖館、富田、新田、篠田、千刈、久須志	8,062
第2圏域	西滝、里見、三内、岩渡、新城平岡、石江、三好	9,066
第3圏域	堤町、青柳、橋本、中央、本町、松原、勝田、長島、古川、新町、安方、奥野	8,106
第4圏域	はまなす、けやき、岡造道、小柳、古館、松森2～3丁目、佃2～3丁目、中佃、南佃、虹ヶ丘、浜館1～6丁目、自由ヶ丘	9,096
第5圏域	筒井、幸畑、田茂木野、桜川（1丁目を除く）、横内、雲谷、四ツ石、大矢沢、野尻、合子沢、新町野、問屋町、卸町、妙見	9,166
第6圏域	野内、久栗坂、浅虫、宮田、馬屋尻、三本木、滝沢、矢田、矢作、本泉、原別、平新田、後范、泉野、矢田前、八幡林、戸崎、諏訪沢、築木館、桑原、戸山、沢山、駒込、浜館（1～6丁目を除く）、田屋敷、赤坂、蛭沢、月見野	8,483
第7圏域	桂木、緑、青葉、北金沢1丁目、金沢1・3～4丁目、旭町、浦町、浜田、東大野、西大野、大野	9,442
第8圏域	北金沢2丁目、金沢2・5丁目、千富町2丁目、細越、安田、浪館前田、浪館、牛館、第二問屋町、高田、大谷、小館、入内、野沢、荒川、八ツ役、金浜、大別内、野木、上野	7,884
第9圏域	孫内、新城山田、新城福田、新城天田内、岡町、戸門、鶴ヶ坂、油川、羽白、西田沢、飛鳥、瀬戸子、奥内、前田、清水、内真部、四戸橋、後潟、六枚橋、小橋、左堰	7,256
第10圏域	浪打、港町、茶屋町、栄町、合浦、花園、造道、東造道、八重田、松森1丁目、佃1丁目、桜川1丁目	5,996
第11圏域	浪岡、五本松、王余魚沢、女鹿沢、下十川、増館、樽沢、銀、郷山前、吉野田、下石川、杉沢、浪岡福田、高屋敷、徳才子、大釈迦、長沼、北中野、吉内、本郷、相沢、細野	5,718

※市はセンター間の総合調整のほか、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進、複合課題や困難な相談への対応、介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を行う。

設置体制

センターの公平性、中立性の確保及び適正な運営確保の観点から運営評価を行う「青森市地域密着型サービス等運営審議会」との連携強化に努める。

営業時間及び休業日

(1) 営業時間

営業時間は、市と協議の上定めるものとする。

(2) 休業日

休業日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、業務実施者であるセンター長が必要と認める場合で、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(3) 営業時間外における緊急対応

営業時間外における緊急相談等に対処できるよう、24時間の緊急連絡網を備え対応するとともに、地域住民等に周知するものとする。

職員配置

(1) 職員配置

次に掲げる職員を配置し、うち1名をセンター長として選任する。

① 保健師その他これに準ずる者 1名

これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。

② 社会福祉士その他これに準ずる者 1名

これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1名

これに準ずる者とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者若しくは、センターが次に掲げる内容を記載する育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者とする。

ア. 主任介護支援専門員研修の受講予定日

イ. 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）の氏名（複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算する場合において、助言担当者が従事するセンターが別である場合は、当該助言担当者が従事するセンターの名称及び所在地）

ウ. 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・

振り返り等)

エ. その他センターが必要と認める事業。介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

④ その他業務に必要な①から③のいずれかの専門職員 2名

⑤ その他業務に応じ必要な職員

(2) 勤務形態

(1) ①～④の職員は常勤専従で配置する。ただし、常勤の配置で規定の職員数を満たせない場合は、市へ事前協議書(常勤換算用)を提出し、市の承認を得た上で、常勤換算方法による職員の配置を認める。

(3) 複数圏域での職員配置

複数のセンターが担当する圏域を一つの圏域として職員を配置する場合は、市へ事前協議書(複数圏域用)を提出し、市の承認を得た上で、複数圏域での職員配置を認める。なお、この場合も(2)と同様に、常勤換算方法による職員の配置を認める。

(4) 配置職員の提出書類等

ア. (1) ①～③の三職種の「その他これに準ずる者」に該当する配置職員がいる場合は、市へ資格要件等確認シート及び資格を確認できる書類の写しを提出する。

イ. 配置職員に変更が生じる場合は、事前に市へ報告のうえ、書面で届け出る。

(5) その他

ア. (1) ④の配置においては、専門職に偏りがないよう配置する。

イ. 社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員を配置する。

個人情報の保護

センターは、業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

苦情対応

センターは、利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録したものを、市へ報告する。

人材確保

センターは、職員の人材確保や定着を進めるための取り組みを行う。

職員のスキルアップ

センターの職員は、多様なニーズに対応できる業務に必要な知識、技術の習得を目的とした職場内研修(OJT)や職場外研修(OFF-JT)に積極的に参加し、学んだ内容を全職員に伝達、共有し、全職員のスキルアップに努める。

メンタルヘルス対策

センターは、職員に対してメンタルヘルス対策に努める。

カスタマーハラスメント対応

センターは、利用者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）について必要な措置を講じる。

事業計画・事業評価

- (1) 「地域包括支援センター実施方針」の内容に沿って、担当圏域の現状やニーズに遭った事業計画を策定する。
- (2) 事業計画の策定にあたっては、市と協議し、市から受けた事項がある場合はこれを反映するものとする。
- (3) 市が定める方法により事業についての評価を行うとともに、青森市地域密着サービス等運営審議会における評価を踏まえて、必要な業務改善を行う。

市とセンターの連携

地域包括支援センター連絡会担当者会議、地域包括支援センター長会議等への出席を通じて、市と緊密な連携を図る。

普及啓発及び申請業務

市が実施する高齢者の保健・医療・福祉等の各種事業の趣旨の普及啓発及び申請業務を実施する。

総合相談支援事業

(1) 実態把握

地域ネットワークの活用、高齢者への戸別訪問、同居していない家族及び近隣の住民からの情報収集により、高齢者の心身の状況等について実態把握を行う。なお、高齢者への戸別訪問は、市が提供する65歳以上の高齢者単身世帯や、高齢者のみの世帯の個人情報等を活用して実施する。

(2) 総合相談

- ①本人、家族、近隣の住民及び地域のネットワークを通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の情報を提供する。また、専門的又は緊急の対応が必要である場合には支援計画を策定する。
- ②家族介護者に対するアセスメントを実施し、状態やニーズに応じた社会資源等の情報提供を行うとともに、予防的な取組を行う。
- ③ヤングケアラーやダブルケアラーなど家族に支援が必要な状態がある場合は、関係機関や関係団体等と連携した支援を行う。

(3) 地域におけるネットワーク構築

- ①サービス提供機関や専門相談機関等の情報収集・整理を行いながら、社会資源マップやリストを作成し、活用可能な社会資源の把握に努めるとともに、地域に社会資源が無い場合

にはその開発に努める。

②作成した社会資源マップやリストは、年1回見直しする。

③市が進める重層的支援体制整備事業に協力するとともに、その実施にあたっては、相談支援の手法や他の相談支援機関との連携等について検討し、積極的に関与する。

権利擁護事業

(1) 成年後見制度の活用

①高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度が必要と判断され、高齢者に親族がいる場合には、親族から申立てが行われるよう支援する。また、親族がいない場合や親族があっても申立てが行われない場合には、市へ状況を報告し、市長による申立てにつなげる。

②関係機関等と連携し、地域住民や介護サービス事業所などに成年後見制度に関する啓発活動を行う。

③市や法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を行う。

(2) 高齢者虐待への対応

①「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに当該高齢者宅への訪問や関係者等への聞き取りを行い、状況を確認し、適切な措置を講じる。

②養護者による高齢者虐待に係る通報・届出の受理、高齢者や養護者への相談・指導・助言を行う。

③関係機関等と連携し、地域住民や介護サービス事業所などに高齢者虐待に関する啓発活動を行う。

(3) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等により、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。

(4) 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的な課題が存在している場合又は高齢者自身が支援を拒否する等、支援が困難な場合には、センターの専門職が相互に連携し対応するとともに、必要に応じ、基幹型地域包括支援センターと連携を図る。

(5) 消費者被害への対応

市の関係課や警察、消費生活センター等と連携を図り、地域住民、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に消費者被害防止に関する情報提供を行う。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(1) 包括的・継続的なケア体制の構築

包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、関係機関に関する情報提供や関係機関への周知、意見交換等の場の設定などの方法により、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。また、地域における健康づくりやつどいの場、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 地域ケア会議の開催

- ①医療、介護等の専門職、民生委員・児童委員など地域の多様な関係者と連携し、個別ケースの支援内容の検討、地域の課題分析等を行うことにより、高齢者及び地域の課題解決の支援、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を行う。
- ②地域ケア個別会議は年8回以上開催し、地域ケア圏域会議は年2回以上開催する。
- ③地域ケア会議において、その後の変化等モニタリングが必要とされた場合には、モニタリングを実施する。
- ④地域ケア会議における議事録や検討事項について、データや紙面にまとめ、参加者間で共有する。
- ⑤地域ケア会議の関係者には守秘義務が課せられていることを説明し、所定の個人情報に関する宣誓書を利用するなど個人情報の取扱いについて、十分に配慮する。
- ⑥開催した地域ケア会議については所定の書式により、市に報告する。
- ⑦地域ケア会議で協議された地域課題等をもとに、地域の多様な関係者の連携を強化し、市とともに住民ニーズと社会資源の現状を共有して、地域ケア推進会議で対策を協議する。

(3) 地域の介護支援専門員の支援

- ①地域の介護支援専門員の日常的な業務を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する。
- ②地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導及びサービス担当者会議の開催を支援する。
- ③地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、センターの専門職や関係機関の連携のもとに具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。
- ④地域の介護支援専門員のニーズや課題を把握し、研修会や事例検討会、その他課題等の解決に向けた取組を実施する。

(4) 指定介護予防支援事業所への一定の関与

- ①指定居宅介護支援事業所から求めがあった時は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のための助言を行う。
- ②地域ケア個別会議の場を活用して、介護予防サービス計画の検証を行う。

介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援事業

- (1) 高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、上記の業務のほか、地域住民の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じ、介護予防に適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるように必要な支援を一体的に行う。
- (2) ケアプランを作成する際は、介護保険サービスのみに捉われることなく、地域の多様な社会資源等を位置づけるよう努める。

在宅医療・介護連携事業の推進

- (1) 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしく生活を持続することができるよう、医療機関と介護サービス事業所等の関係者との連携を図る。
- (2) 高齢者介護相談協力員研修会や地域の活動の場に出向く講座等の機会を活用し、市民へ

の医療・介護連携による在宅ケアに関する普及啓発を行う。

生活支援体制整備事業の推進

地域における生活支援の充実や多様な生活支援サービスの構築を図るため、地域支え合い会議への参加等を通じ、生活支援コーディネーターや関係機関と連携を図る。

認知症総合支援事業の推進

- (1) 認知症地域支援推進員を1名以上配置し、認知症地域支援推進員を中心として、認知症ケアパスを普及するとともに、多職種協働研修の開催や年4回以上の脳の健康チェックを実施するなど、早期支援につながるような相談支援体制の充実を図る。
- (2) 認知症の人や家族が、互いに交流する場として「認知症カフェ」が年4回以上開催されるよう、当事者同士の支えあい活動への支援を進める。
- (3) 認知症の人と家族について、より専門的な支援及び包括的・集中的な支援が必要な場合には、青森市認知症初期集中支援チームと協力しながら支援を行う。
- (4) 関係機関や支援者等と連携しながら、地域での見守り体制づくりを進めるとともに、チームオレンジ等による認知症本人の社会参加活動の体制づくりを進める。

青森市高齢者介護相談協力員との連携

地域の高齢者を支援するためのネットワークである「青森市高齢者介護相談協力員」の研修会を年2回開催し、情報交換に努める。

青森市地域包括支援センター連絡会の運営

各センターの情報交換や円滑な業務遂行のため、「青森市地域包括支援センター連絡会」を運営する。

7 運営にあたっての留意事項

老人介護支援センター（ランチ）との連携・協力

ランチである老人介護支援センターが受けた相談や情報を集約し、支援が必要な高齢者の情報を相互に共有するとともに、地域の高齢者の見守りや実態把握等を連携して行う。また、センターとランチが協力して地域活動を実施するとともに、地域のネットワークを構築する。

サービスの公正・中立性の確保

利用者に必要なサービスを提供するサービス事業者の選定に当たっては、利用者の選択の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業者に偏らないように、公正・中立性の確保に努める。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応

事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染予防対策等の情報提供や感染予防に配慮した取組を行う。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

(取得の制限)

第3条 受託者は、業務を実施するために個人情報を取得するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び提供の禁止)

第5条 受託者は、委託者の同意がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者の同意がある場合を除き、業務を実施するため委託者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、委託者の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。

(返還、廃棄又は消去)

第8条 受託者は、業務を実施するために委託者から提供され、又は受託者自ら取得した個人情報について、この契約の終了後又は解除後、委託者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

(教育の実施)

第9条 受託者は、個人情報の保護、本件特記事項において従業員が遵守すべき事項その他業務の適切な実施に必要な教育及び研修を、本契約に従事する従業員に対して実施しなければならない。

(立入調査等)

第10条 委託者は、業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受託者に報告を求めると及び受託者の保管場所、作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 受託者は、業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により委託者に報告し、その指示に従わなければならない。契約期間終了後又は解除後においても同様とする。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第13条 受託者は、業務に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。